# 高校教育のパラダイムシフト
## ―多様化する高校教育と定時制･通信制課程を中心とした生徒支援―

滋野　哲秀（社会学部）

【要旨】

1948（昭和23）年に始まった新制高校の教育制度は，学科改変や学習指導要領の改訂などにより繰り返し改革が行われてきた。こうした高校教育の制度改革は，社会の変化や産業経済界からの要請，大学進学率の上昇などを背景として改革が進められてきた経緯がある。また，入学者選抜者制度も教育現場や保護者からの要請などにより改革が行われ，選抜方法についても多様化が進んでいる。

一方，98％の高校進学率となった現在，不登校をはじめ多様なニーズをもつ生徒を多数受け入れ，高校教育の底辺を支えているのは，いわゆる「教育困難校」や定時制・通信制課程である。授業料の無償化以降，事実上の高校全入時代となったといっても良い時代を迎えたともいえるが，高校には選抜試験を受けて入学するという適格者主義が根強く残っている。そうした中で，学校は，生徒の多様なニーズにどこまで対応し指導すべきなのか教職員の苦悩は続いている。

本来，定時制・通信制課程は，「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」の目的に謳われているとおり，勤労青少年に対する教育の機会均等を保障するため設置された経緯があるが，高校進学率の上昇とともに定時制・通信制課程で学ぶ生徒の層は変化し，現在は多様なニーズを抱えた生徒が学ぶ場となっている。特に近年は，特別支援教育の観点からの対応やニューカマーと呼ばれる人たちの支援についても大きなウエイトを占めるようになっている。そうした変化により定時制課程の教育内容も在籍する生徒の状況を踏まえた教員の工夫により多様なものとなってきた。本稿では，こうした定時制・通信制課程の変遷と生徒支援に焦点を当て，いくつかの事例を交えながら報告し，生徒の大人への移行支援という観点も踏まえながら多様化する高校教育のあり方を考察してみたい。

【キーワード】高校教育，定時制・通信制教育，移行支援，特別支援教育

## 1　はじめに

1948（昭和23）年に始まった新制高校の教育制度は，学科改変や学習指導要領の改訂などにより繰り返し改革が行われてきた。こうした高校教育の制度改革は，社会の変化や産

業経済界からの要請，大学進学率の上昇などを背景として改革が進められてきた経緯がある。また，入学者選抜者制度も教育現場や保護者からの要請などにより改革が行われ，近年は，年１回の入試から前期・中期・後期といった方式で２回あるいは３回の実施となるなど選抜方法についても多様化が進んでいる。

そうした中で，1950（昭和25）年に42.5％であった高校進学率は1974（昭和49）年に90％を超え，現在は98％（通信制を含む）となっている。かつて中学校を卒業して就職することが一般的であった時代には，子どもたちは働きながら大人へと成長していったが，ほとんどの子どもたちが高校に進学する現在，子どもたちは高校の中で（さらには大学や専門学校をも含めて）大人への移行を模索している。文部科学省の「平成26年度学校基本調査」によれば，2013（平成25）年度に中学校での不登校を理由とする中学生は約９万５千人となっているが，中学校で不登校となった子どもたちにとっても高校進学のプレッシャーは相当なものであり，高校からの新たなスタートに思いを馳せて懸命に努力している状況がある。ところで，98％の高校進学率となっても高等学校は義務教育ではない。あくまで選抜試験を受けて入学するという適格者主義が根強く残る中にあって，いわゆる進学校を頂点として階層的な構造をなす高校教育の底辺を支えているのは「教育困難校」や定時制高校，通信制高校である。2010年度の高校無償化（2014年度入学生からは新・高等学校等就学支援金制度となっている）の開始は，事実上の高校全入時代となったといっても良い時代を迎えたともいえる。

本稿では，定時制や通信制に通学する多様なニーズを抱えた子どもたちへの対応と学校経営に焦点を当て，いくつかの事例を交えながら報告し，大人への移行と多様化する高校教育のあり方を考察してみたい。

## 2　多様化する高校教育

図１は高等学校進学率の推移を表している。生徒数は２回のベビーブームをピークとして現在は減少を続けている。

一方，高校進学率は1974（昭和49）年に90％を超えてからはゆっくりと上昇し現在98％となった。

こうした中で1968（昭和43）年に理数科が設置され，1994（平成６）年度からは専門学科に並ぶものとして総合学科がスタートした。そうした高校教育の多様化のもとをたどると，理数科が産業界の要請でスタートしたのを除けば1984年から開催された政府の臨時教育審議会（臨教審）[1)]で出てきた内容が徐々に具現化されてきたといえる。臨教審の具体

**図１　高等学校への進学率**

高等学校への進学率は着実に向上し，昭和49年度に90％を超えた

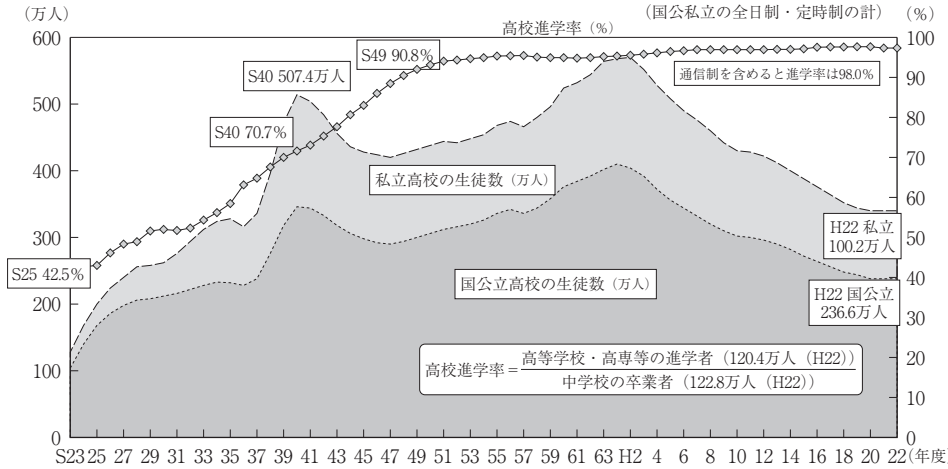


出典：文部科学省学校基本調査

的改革としては，1）学歴社会の弊害の是正（生涯学習体系への移行），2）大学入学者選抜制度の改革，3）大学入学資格の自由化・弾力化，4）六年制中等学校の設置，5）単位制高等学校の設置についての提言であった。現在の高校をみると，臨教審以降，公立の中等教育学校，単位制高校が制度化され全国の公立高校に設置されている。中等教育学校は1999（平成）11年から設置が可能となり，単位制高校は1988（昭和63）年度から定時制・通信制において導入され，1993（平成５）年度からは全日制でも設置が可能となり，単位制に移行した全日制の進学校もある。総合学科や単位制は少子化による高校の統廃合や学科の再編，統合などとも密接に結びつきながら新たな高校教育制度としてスタートした。

2014（平成26）年７月３日に公表された政府の教育再生実行会議（第五次提言）「今後の学制等の在り方について」は，「高等学校段階の教育においては，第四次提言で述べたように，義務教育の基礎の上に，変化の激しい現代社会において主体的な自己を確立し自ら学び行動していくための幅広い教養と一定の専門的な知識，職業観等を身に付け，社会の発展に寄与する志や責任感を養うことが求められます。生徒の能力や適性は多様であり，生徒の学習ニーズに対応した教育を受けられるよう多様化や特色化を図ることが重要です。また，この時期は，社会人になるための助走期間であり，意欲ある全ての子どもに挑戦の機会が与えられるよう，家庭の経済状況にかかわらず教育機会を保障する必要があります。」と述べている。

授業料の無償化以降，この提言を含めて，憲法第26条に謳われている「教育を受ける権利の保障」に基づき，今まで文部科学省が敢えて具体的に詳しくは触れてこなかった多様化する高校教育を追認するかのような表記が多くなっている。こうした流れは，2014年１

月に日本が批准した国連の「障害者の権利に関する条約」の国内法制度の整備の一環として，全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け，障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として，2014年６月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）（施行は一部の附則を除き2016年４月１日）とも深くかかわっていると考えられる。

また，2014年度から始まった「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」事業や2002年度に開始された「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」事業，さらに2001年の小泉政権時代から始まった構造改革特区による株式会社立の高校（現在は通信制高校のみ）などにより，高等学校の多様化は，さらに進みその内容も複雑化している。

## 3　定時制・通信制教育の変遷

「文部科学白書学制百年史　三　新制高等学校の発足」によると，高等学校の定時制の課程は，中学校を卒業して勤務に従事するなど種々の理由で全日制の高等学校に進めない青少年に対し，高等学校教育を受ける機会を与えるために設けられた制度である。制定当初は，夜間において授業を行なう課程と特別の時期および時間において授業を行なう課程とに区別され，その修業年限は三年を越えることができるとされていたが，昭和二十五年の学校教育法一部改正により，この両課程をひとつにまとめて定時制の課程とし，その修業年限を四年以上とした。定時制の課程は，全日制の課程と同等の教育を施し，同一の資格を与えるもので年々その生徒数はふえ，二十七年度には約五二万人で全高等学校生徒数の二二・六％を占め，勤労青少年の教育機関として大きな役割を果たした。」と記述されており，「高等学校の通信制教育も高等学校の発足とともに創設された制度であり，全日制や定時制の課程と同一の教育目標・内容をもち，その修得単位の効力も同一である。ただし，制度上の制約から実施教科・科目には制限があり，通信制教育のみでは高等学校卒業資格は得られなかった。二十七年における通信制教育を受ける生徒数は約三万人であった。」と記述されている。

こうして定時制・通信制課程は，全日制と同時にスタートしたが，1953年に「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」が制定され，この法律の第１条には「勤労青年教育の重要性にかんがみ，働きながら学ぶ青年に対し，教育の機会均等を保障し，勤労と修学に対する正しい信念を確立させ，もつて国民の教育水準と生産能力の向上に寄与するため，定時制教育及び通信教育の振興を図ることを目的とする。」と謳われており，定時制・通

図２　高等学校への進学率

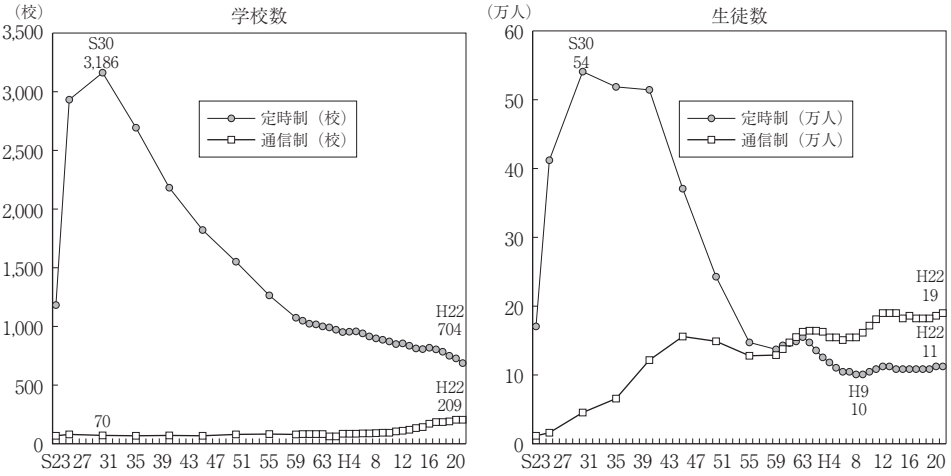


出典：文部科学省学校基本調査

信制課程で学ぶ生徒の教科書についての経費の補助など教育の機会均等が保障されるようになっている。さらに，この法律は，全日制課程とは異なり夜間等に勤務する公立の高等学校の教員の定時制通信教育手当支給の根拠ともなっている。

ところが，近年においては，従来からの勤労青少年に加えて，全日制課程からの転・編入学者や過去に高校教育を受けることができなかった人など多様な入学動機や学習歴を持つ人が増えてきている。また，現在，定時制・通信制課程に在籍している勤労青少年は，かつてのような定職者は極めて少なくほとんどがパート・アルバイトである。

こうした中で，新制高等学校発足当時から設置された定時制・通信制課程は全日制課程とともに同じ施設を共有して併置されている場合が多かったが，単位制への移行とともに４年間で卒業するという制度も残しつつ３年間でも卒業が可能となる三修制が中心となってきた。特に平成になり1991年頃から全国に設置されていったのが，東京都立新宿山吹高校をはじめ関西では，滋賀県立大津清陵高校，大阪府立桃谷高校，大阪市立中央高校，奈良県立大和中央高校，和歌山県立青陵高校，兵庫県立西宮香風高校，兵庫県立阪神昆陽高校など学年制のない多部制（多くは三部（午前部，午後部，夜間部））の単位制による定時制課程や通信制課程の独立校「いわゆるフレックス・ハイスクール」である。さらに定時制・通信制の２課程を併置した独立校や通信制単独の独立校も設置されている。また，通信制には，文部科学省が学校教育法施行令第24条で認めている「広域通信制の課程」と呼ばれるもの（①全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするもの又は，②他の２以上の都道府県の区域に住所を有する者を併せて生徒とするもの［設置校数81校〈公立１校・学法立60校・株立20校〉］（2012年度現在）がある。

定時制・通信制課程の学校数・生徒数（図２参照）をみると，定時制課程の学校数は高校進学率の上昇とともに減少しているが，通信制課程の学校数は徐々に増加し，特に平成に入ってから増加している。定時制課程の生徒数は，大きく減少した後，平成に入ってからほぼ同じ状態で推移している。また，通信制課程の生徒数は，徐々に増加しており，高等学校全体の生徒数が減少していることから考えると定時制・通信制課程に在籍する生徒数の割合は近年徐々に増加する状況にあると考えられる。

## 4　定時制・通信制教育の現状と課題

文部科学省が2011年度に「高等学校教育改革の推進に関する調査研究事業」として実施した「財団法人　全国高等学校定時制通信制教育振興会報告書（概要）」[2)]では，学校の設置形態及び規模・組織形態等に見る現状と課題として，学校の設置形態は，全定併置校が59.4％，次いで，定時制単独の単位制が15.3％となっている。通信制課程では通信制単独校，次いで定時制・通信制併置校，全日制に併置された学校の順になっている。過去は全定併置が一般的で，いわゆる伝統校に通信制課程が併置されていたが，定通単独校へと変わりつつあることが報告されている。また，単位制の実施に伴い，三学期制から二学期制に学期を変更する学校が増加し，定時制課程では三学期制を採用している学校は56.7％，二学期制を採用している学校は42.9％と，二学期制は大きく増加している。通信制課程では半期で単位の認定等が行われる二学期制を採用しているところが80.3％と圧倒的に多い。三修制の実施状況は，10年前から大幅に実施校が増え，定時制課程70.3％，通信制課程70.5％，全体70.4％で実施している。

この報告の中で大きな課題と考えられるのは，養護教諭等が定時制課程の19.1％，通信制課程の59.1％には配置されていないことである。様々な心身の健康上の課題のある支援を要する生徒が多く在籍する定時制・通信制課程においては，一刻も早く改善されるべき重要課題である。さらに，ソーシャルワーカーの配置となれば定時制・通信制課程ともに数％しかなく，支援を必要とする生徒や通院している生徒が多く在籍している定時制・通信制課程では，一刻も早く改善されるべき重要課題である。

多様化する高校教育の中で，定時制・通信制課程は，以前から多様なニーズを抱えた生徒たちのセーフティーネットとして貢献してきた歴史がある。全日制課程に不合格となり私立高校への進学は経済的に困難であった生徒，中学校で不登校になった生徒，夜間中学校の卒業者，全日制課程の高校に入学はしたものの様々な事情で中退し，定時制を再受験して入学した生徒，中学校時代は特別支援学級で学んできた生徒，さらに，中学校を卒業

して定年まで働き，再び高等学校で学ぼうとする高齢者など多様な生徒を受け入れてきた。さらに，近年はニューカマーと呼ばれる外国籍の生徒も入学している。

定時制・通信制課程だけでなく「教育困難校」と呼ばれる高校も含めた教育実践は，学校が独自に工夫して１学級の人数を少なくするなどの柔軟な対応を行い，また，独自の学校設定科目を設置するなど多様な生徒への指導のノウハウを開発していった。数学の授業で小学校からの復習をするような指導や英語の授業でアルファベットを覚えさせるような授業は本来高校教育が想定している教育内容とはかなりかけ離れている。しかし，こうした生徒たちを指導している教員は，授業だけでなく，文化祭や体育祭，遠足，修学旅行などにおいて定時制課程ならではの学校行事を工夫しながら実施し，部活動においても授業終了後，夜間照明の中で指導するなど様々な取り組みによって生徒の成長を支えている。

こうした中で，中学校には１日も通っていなかった生徒が高校入学後，学校に居場所を見つけて４年間を皆勤で卒業した事例は多くの高校で報告されている。また，小学校５年生から引きこもりになっていた生徒が野球部に入り，練習を続け，定時制・通信制課程の全国大会にレギュラーメンバーとして出場した事例など，多くの感動的なドラマが多くの定時制高校で生まれている。ここには，教員の子どもを育てる大きな教育の力がある。

ただ，定時制課程の生徒がすべて順調に卒業して社会に出ていくわけではない。大きな課題として，１年次生の退学率の高さがある。2010年度の１年次の退学率は21.6％である。ただし，２年目以降の中退率は低くなり，定時制課程全体としての退学率は11.4％である。これは全日制課程の約10倍の高さであるが，2000年の15.8％と比べれば大きく改善している。98％の高校進学率の中で，定時制・通信制課程を中退した生徒はその後どうしているのか。この生徒たちを分析したデータは多くはない。断片的に各学校が入学した生徒の卒業状況を把握しているくらいで，全国での集計データはあまりない。東京都教育委員会によると2008年度に全日制課程に入学した生徒のうち卒業したのは約９割と報告されている。一方で，定時制や通信制高校では４年間で卒業できたものの割合が６割程度というデータがある。また，文部科学省の中退率のデータには通信制と特別支援学校は含まれていない。特別支援学校高等部には中退は起きていないことから通信制の生徒がどうなっているかはよくわかっておらず，労働市場で最も不利な状況にある中卒，高校中退者が社会の中でどのような存在となっているのか，ほぼ義務教育化された高校教育の中で彼らへの支援が喫緊の大きな課題であることは間違いない。

**⑴　夜間定時制高校（学年制）の取組事例**

Ａ高校では中退・原級留置を改善するだけではなく，社会の中で生きていく力を育てた上で卒業させることを目的として，2012年度から学校設定科目「スタートライン（２単

位)」による指導を行っている。この学校設定科目は基礎学力の向上，言葉による表現力の養成，社会的なマナーや態度の育成等に組織的に取り組むことが原級留置・中退率を改善し，社会とかかわる力を育成することになると考え教職員が工夫して設定されたものである。全国の先進校の視察，運営プロジェクト会議での議論，教育委員会との調整等を経て2012年度の入学生から実施され，現在３年目を迎えている。原則として全教員が教室（各クラス４名）に入り指導し，単なる学び直しだけでなく積極的に課題に取り組む姿勢を育てるという狙いももってスタートした。2012年度は常勤教員25名中24名がこの科目に関わっている。

この取り組みの結果はまだ卒業を迎えるまでわからない点もあるが，現時点で１年次の進級率が過去の２年と比較すると15％～25％上昇しており，大きな成果が出ているといえる。この学校に在籍する生徒の中で，中学校時代不登校であった生徒の割合が約50％という状況を考えると，この学校設定科目で学ぶことにより，生徒が多くの教員と接することができたことも中学校で学校に馴染めなかった生徒にとっては精神的にも非常に大きな効果があったのではないかと考えられる。（京都府立高等学校副校長会「平成25年度研究協議録」pp. 24-27）

**(2) 外国籍の生徒への対応事例**

Ｂ高校の定時制昼間部では，10～15％は外国籍生徒で，中南米を中心に東南アジアや中近東など10数カ国の生徒が在籍している。このような多文化共生の学校となる背景は近隣に工業団地があり，そこで働く外国人労働者が定住し，結婚して家族をもち，その子どもたちが日本の学校で学ぶ年齢になったために起こった事例である。昨今のグローバル化の中ではどこの地域でも外国籍生徒との共生の課題に直面する可能性はあると考えられる。

この高校では，なかなか打開策が見つからない中で試行錯誤の取組が続いている。個々の日本語の習熟度も様々で滞在年数だけでは日本語の運用能力はわからない。スペイン語やポルトガル語の非常勤講師が配置され，学校設定科目も設置されているが，日本語の理解が不十分な外国籍生徒への授業に関してはプリントへのルビふりを行うほかに，学校行事の日程や集合場所などの連絡プリントについては，言葉だけでなく絵記号も入れるなど様々な対応がなされている。（2014.12「月刊生徒指導」pp. 28-32）

この２校のような事例は定時制課程だけでなく全日制課程の教育困難校においても，似たようなことが取り組まれている場合がある。高等学校の卒業要件として必履修科目が設定されているが，今後の多様な生徒の学習機会を確保していくためには，必要な教員の確保とともに弾力的な教育課程や支援制度の構築が求められている。定時制課程や教育困難校において高校教育のパラダイムシフトは，もうすでに起こっており早急な対応が求めら

れている。

## 5　多様化する高校教育への対応―移行支援としての高校教育―

教育困難校に入学する生徒と定時制課程や通信制課程に入学する生徒たちは共通性があるといわれている。こうした学校においては，教育困難校のフィールドワークから高校における実践の分析の視点について「登校の保障」「学習参加の保障」「社会への移行の保障」の３点が重要であると示されている（「移行支援としての高校教育」p. 253）

定時制・通信制課程においては制服や細かな校則はない場合が多い。法律や社会のルールが校則ともいえる。服装は自由で髪を染めていても，ピアスをしていても特に注意されることはない。こうした点では全日制の高校において，頭髪やスカートの長さ，化粧など厳しく指導される場合に比べれば登校の保障や学習参加の保障は，他の生徒への学習の妨げにならなければ，とがめられることはなく生徒にとっては精神的に「楽」な環境である。従って，服装や頭髪等の生徒指導によるトラブルは少なく，指導する教員のエネルギーは授業中の私語や携帯電話等のマナーをめぐる指導，さらに禁止しているバイクや自動車登校による違法駐車，近隣との苦情対応や生徒間のトラブルへの対応に注がれることになる。

定時制・通信制課程の入学式は，全日制課程のような明るい華やかな雰囲気はあまりない。どちらかといえばかなり不安を抱えた中での独特の緊張感がある。定時制・通信制課程の教職員は生徒に丁寧にかかわりながら様々な場面で登校の保障を支援している。もともと中学校に通えなかった生徒など多くが困難を抱えた生徒であり，生徒が来なければ高校そのものがなくなってしまうことになる。教員は，中学校までの生活の中で抱えているマイナス面をケアし，自尊感情を養いながら支援していくことを授業の中やホームルーム活動，学校行事の中で実践していく。教員は，特に１年次生徒の大きな学力差に対応した授業の工夫に知恵を絞る。

また，定時制・通信制での学校行事は，なかなか困難な状況を抱えている。例えば，定時制の修学旅行は，３年次で実施する学校も多くあるが１年次で中退する生徒も多い中で，費用の積み立て一つをとっても困難な状況がある。そうした中でも教員の支援のもとで生徒が実行委員会を組織して行き先や日程を議論し取り組んでいく。球技大会や体育祭，文化祭などは全日制とは異なり，学年対抗で実施するものもある。さらに，部活動で都道府県予選を通過し，全国定時制・通信制大会に出場することは，中学校で学校にも行けなかった生徒にとって非常に大きな経験となる。小中学校ともに不登校で初めて修学旅行に参加したという生徒もいる。こうした生徒にとって，高校での一つ一つの出来事が大きな

成長の弾みとなる。また，経済的にアルバイトをしなくてはならない生徒もいるが，中学校まで不登校であった生徒の社会性を身につけさせるため教員がアルバイトを奨励することも多い。この際には，生徒の就労状況を時々聴取しながら，最低賃金未満の不当な金額で就労させられる状況がないかなどについても気を配り，違反している場合はハローワークと連携して改善を求めるなどの支援も行っている。

こうして，４年間，あるいは３年間で卒業に必要な単位を修得し，卒業を迎えた生徒の姿は入学式とは大きく異なり大変感動的で涙を誘う場面もある。一人一人が登壇し卒業証書を受け取る際の生徒の表情は笑顔があふれ晴れやかである。卒業の言葉（答辞）の中で述べる一言一言が入学までに抱えてきたマイナスからの脱却とその後の大きな成長を出席者に伝えている。卒業後の進路は，大学等に進学する生徒もいれば就職する生徒もいる。全日制課程の卒業式と比べると人数からすれば小規模ではあるが，中学生から大人への移行という点から考えると卒業式は，実に感動的な節目である。

## ■　特別支援教育推進体制整備の視点から見た高校教育

文部科学省が「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」で2009年に報告したデータによれば，2008年度中学校卒業生１万７千人のうち発達障害等困難のある生徒は2.9％であり，そのうち75.7％が高校に進学し，高等学校進学者全体に対する割合は2.2％。内訳は全日制課程1.8％，定時制課程14.1％，通信制課程15.7％となっている。この数字から定時制・通信制課程における教育を考えたとき，高等学校の１クラス当たりの生徒数は全日制と同じ40名ではかなり困難であることが想像できる。すでに自治体によっては独自の財源を用いて１クラス30名や35名といった定員で生徒募集を行っている例もある。

2007年の学校教育法の一部改正により高等学校でも特別支援教育が取り組まれ，その体制整備状況は毎年９月１日付で文部科学省が全国調査を行いホームページで公表している。この調査結果を見れば，校内委員会の設置，実態把握，特別支援教育コーディネーターの指名など基本的な体制整備は公立高校においては，ほぼ100％というデータが出ている。この体制整備とは別に教育相談において重要な役割を果たすスクールカウンセラーの配置は都道府県による差が大きく，教員定数も全日制と別の定数配当とはなっておらず特別支援の必要な生徒に対する十分な対応は困難である。さらに，特別支援教育の知識のある専門的な教員の配置となると，まだまだ少なく，教員個人の努力にゆだねられている状況である。ただ，定時制課程や通信制課程においては単位制が多く，多くの科目選択ができるように配慮することができれば，１講座あたりの人数を少なくしての授業が可能となる。この場合，必履修科目の１講座当たりの人数をどこまで少なくできるかが大きなポイントとなる。

## ■　京都府立清明高校の取組―2015年度新設の２部制昼間定時制課程

近畿地方の中で，京都府には公立の多部制定時制高校が設置されていなかったが，京都府教育委員会は2011年に「府立高校定時制・通信制教育の在り方懇談会」を設置し，今後求められる定時制・通信制教育の在り方や改善方策について，具体的な協議を行った。その報告に基づき，午前部，午後部の２部制の昼間定時制高校（京都フレックス学園構想京都府立清明高校）[3)]を2015年度に京都市北区に開校する。学校の統廃合が進む中で久しぶりの高校新設である。清明高校の学校紹介にある基本コンセプトには，「みなさんにとって無理なく過ごせる学校でありたい。だから，アンダンテ（＝歩くような速さで）をこの学校のコンセプトにしようと考えました。」と書かれている。

学習システムは，午前４時間コースと午後４時間コース。午前コースの生徒が午後2時間の授業をプラスすることや午後４時間コースの生徒が午前の授業を２時間プラスすることも可能なシステムになっている。定時制独立校として開校する清明高校の定員は１クラス30名，全体で４クラス計120名の募集定員となっている。京都府教育委員会が2014年11月15日現在で実施した「平成27年３月卒業予定の中学生等進路希望状況の結果」によれば，清明高校の進学希望者は268名で2.23倍となっており，その他の定時制課程は最も希望者の多いところでも定員60名に対し21名が希望しているという状況である。こうした状況は，清明高校が，従来の定時制課程ではなく「ゆるやかな生徒のニーズに合わせて多様な選択ができるシステムと進学や就職への支援や外部機関との連携」など，今までになかった「新たな高校」として受験生や保護者に受け取られていると推察され，入学後の期待の大きさがうかがえる。あくまで推定によるものであるが，様々な事情で不登校になっている生徒が多く希望していることは間違いのないところであろう。また，昨年度まで工業系の昼間定時制を除けば，京都市内に定時制は夜間にしか設置されていなかったため，京都府南部地域の夜間定時制を志願していた生徒が通学しやすい昼間定時制に流れたと考えることもできる。

全日制課程の授業時間数が週30時間～36時間という高校を教育のメインストリームとすれば，午前午後それぞれ４時間で学ぶ清明高校の残りの時間はどのような教育活動に活用されるのか，また，どのような生徒がどのような教育内容を求めて進学を希望しているのか興味のあるところである。多忙化する全日制課程とは異なり，部活動，教育相談や外部との連携，進学や就職に向けた進路指導など物理的な条件が整えば，従来の全日制と定時制が併置された高校では取り組むことができなかった生徒のニーズに合わせた様々な活動や指導を行うことが可能である。

他府県の多部制定時制高校では，午前部の希望が最も多く，午後部と夜間部は希望者が

少ない傾向にある。特に午後部は生徒の生活習慣から考えてもあまり良くないとの理由で廃止した高校もある。こうした点から考えれば清明高校の希望者も午前部が主となる可能性が高い。また，東京都などの例をみると，３部制の単位制定時制高校（チャレンジスクール）やエンカレッジスクール[4)]などが増えれば，全日制課程と併置の定時制課程希望者が減少する傾向があり，京都市内の夜間定時制課程入学者が減少する可能性がある。さらに，前期選抜で清明高校の希望者が多い場合，不合格者が後期入試で従来の定時制課程に志願するのかなどを含め，設置者である教育委員会が今後，定時制課程の募集定員をどう考えていくのかについても清明高校の志願者の動静は大きな鍵を握っている。

高校教育は大人への移行支援の土台となる時期であり，思春期の様々な課題やこの時期に顕在化する不適応行動や精神病理，それまでの生育歴などに由来する精神的なリスクまで多様な支援が必要であり大人への移行に関するあらゆる専門家や機関が関与するコミュニティレベルの支援として展開されるものでなくてはならない。（「移行支援としての高校教育」pp. 305-306）

高校は，大部分の子どもが通り，社会に出ていく最後の教育の場でもある。こうしたネットワークの中で，高校生の移行支援の実践は高校が中心的な役割を担うことが期待され，そのことが優位であり，合理的でもある。

多様化する生徒のニーズにすべて対応することは困難であるが，不登校など課題を抱えた子どもたちが15歳で夜間定時制に通うことは負担が大きい。そうした点からも清明高校の取り組みが新たな多様化への対応に関するモデルとなりうるのか教育関係者の期待は大きい。

## 6　結びにかえて―新たな高校教育のパラダイムに向けて―

かつて大検（大学入学資格検定）と呼ばれ，現在は廃止された検定があった。この検定は2005年度より高等学校卒業程度認定試験（高認）に移行した。大検は全日制を退学した生徒や定時制・通信制課程に在籍する生徒に対しては受験が可能であったが，高認試験は全日制課程に在籍する生徒でも可能になるという情報が流れたとき，高校教育関係者の間では，全日制課程在籍者が高認に合格し，学校に来ずに予備校に行くという事態が生じるのではないかという懸念があった。しかし，高認が実施されてみると，そうした心配は無用であり，高等学校の卒業資格は，社会の中では大きな意味を持っている。また，高１で不登校になり高認を受験した生徒の状況を見ると普通の学力の生徒であれば高１段階で高認は全科目合格する状況である。しかし，大学入試を受けるためには高校を卒業する年齢

まで待たなくてはならず，この試験での飛び級はできない。高校を卒業するということは人生の節目であると同時に社会の中で大きな意味を持っている。

厚生労働省が発表した2013年の子どもの貧困率は16.3%，ひとり親家庭の貧困率は約50%である。2011年度に実施された財団法人　全国高等学校定時制通信制教育振興会報告書概要によると定時制と通信制課程で違いがあるものの，定時制・通信制課程在籍者のうち，ひとり親の家庭環境に育つ生徒の割合は30%を超えている。この数字は，定時制や通信制課程には，まさに現在の日本の社会構造による課題が凝縮されているともいえる。

経済協力開発機構（OECD）2010の統計によれば，国内総生産（GDP）に対する公財政教育支出の比率は OECD 各国平均が5.5%であるのに対して我が国は3.7%にとどまっている。フィンランドやスウェーデンでは，教育費の家計負担調査自体が存在せず，教育は社会で支えるものであるという福祉国家観が徹底している。日本の子どもの貧困率が教育格差を生んでいるとすれば，教育を社会保障ととらえて高校まで教育を受ける権利を確保する必要があるのではないだろうか。

長期化し，多様化した「子ども」から「大人」へ，「学校」から「社会」への移行主体は保護者であると同時に社会全体でもあるだろう。（「移行支援としての高校教育」p. 301）

中学生の不登校が大きなテーマになりはじめた昭和50年代は高校進学率が90%を超えた時期と一致し，やがて定時制・通信制課程在籍者は，勤労青少年から不登校生徒の割合が増えていく。定時制・通信制課程で学ぶ生徒の状況は，単位制への移行と卒業に必要な単位数が74単位になったことにより３年で卒業できる３修制が導入されたことによる影響が極めて大きい。

不登校生徒にとって中学校３年生の段階での進路を考えるとき全日制の毎日６時間以上の授業に出席するのは負担が大きいが，定時制なら１日の授業は４時間で済む。全日制への入学が困難であった不登校の生徒や保護者，さらにそうした生徒を指導する中学校の教員やフリースクールの指導者にとってメインストリームの高校と同様３年間で卒業できるというのは大きな魅力となった。特別支援の必要な生徒やニューカマーと呼ばれる外国人などにとっても定時制・通信制課程の柔軟な教育環境は，日本の教育制度の中で，それぞれの生徒が抱える多様なニーズに対して何とか対応してくれそうに見えている学校なのである。

定時制・通信制課程や教育困難校の教育活動にはますます多様なニーズが求められている。教員は，同じ高校教諭の免許を持ちながら，大学進学が中心となる高校とはかなり異なる教育活動をこうした学校で行うことになる。学校経営という視点で考えれば，生徒を中心に据えて，雇用，保険・医療や福祉など外部機関とのネットワークを形成し，柔軟な

教育システムを構築していかなくてはならない。文部科学省は，2008年度からスクールソーシャルワーカー活用事業を開始したが，スクールソーシャルワーカーの養成とともに学校の校内システムを構築し，この制度を普及していくことは他機関連携の要として今後の移行支援にとって大きな意味を持っている。

2013年１月に出された「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について～高校教育の質保証に向けた学習状況の評価等に関する考え方～」によれば「高校教育の質保証」をキーワードとし，「全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力（「コア」）についての基本的な考え方」さらに「高校教育の質保証に向けた評価の仕組みについての基本的方向」として「新たなテストの仕組みの検討」などが挙げられているが，現在の定時制・通信制課程や教育困難校に在籍する多様な生徒の状況を踏まえたものなのか疑問である。現実には，すべての子どもが，中学校教育を修得したうえで高校教育を受けることは難しく，一律に高校教育のレベルを新たなテストで定義することが果たして必要なことなのであろうか。

「高等学校学習指導要領（平成21年３月告示）（抄）第１章総則第６款　単位の修得及び卒業の認定　２　卒業までに修得させる単位数」には，「学校においては，卒業までに修得させる単位数を定め，校長は，当該単位数を修得した者で，特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて，高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合，卒業までに修得させる単位数は，74単位以上とする」と規定されている。高校の質保障としての新テストの導入が，校長の修了認定を意味のないものにすることだけは何としても避けてほしいと考える。

98％の進学率という全入に近い多様化した状態の中で，高校教育のレベルを定義することは合理的ではない。大人への移行が長期化・多様化する中で，多様なニーズを抱えた子どもたちが社会に出る前の最後の砦として，かつての高校教育のパラダイムを越えた新たなパラダイムを考えていくことは，次世代への大きな責任である。

最後に，本稿を論じようと考えたのは，困難を抱えた生徒の高校教育に熱心に向き合い実践してきた定時制・通信制課程の教員の姿と困難を乗り越え成長していく生徒の姿に感動を覚えたからでもある。彼らの姿は進学校で指導する教員のように受験雑誌のコラムを飾るようなことはない。しかし，定時制・通信制に限らず現在の高校生は，顕在化する問題行動だけでなく，家族関係や友人関係，進路をめぐる問題などで多くのストレスを抱えている。困難に向き合い，必要に迫られながら積み上げてきた教員の経験は，思春期の高校生が成長し，大人として社会参加するために必要な支援の臨床事例としても大いに学ぶところがある。新たに開校する清明高校を含め，これまでの高校教育の課題にしっかりと

目を向け，新たな高校教育のパラダイムを見出すことが必要ではないだろうか。

**【注】**

1）　臨時教育審議会の第一次答申は，教育改革の基本方向と審議会の主要課題を検討し，当面の具体的改革として，1）学歴社会の弊害の是正，2）大学入学者選抜制度の改革，3）大学入学資格の自由化・弾力化，4）六年制中等学校の設置，5）単位制高等学校の設置について提言したが，高校進学率が90％を超えた1977年には都道府県教育長会協議会が，中高一貫の６年制学校や新しいタイプの職業高校，単位制高校などを提案して注目を集めていた。

2）　財団法人　全国高等学校定時制通信制教育振興会報告書概要

生徒が学習したいと考える科目は，定時制課程45％，通信制課程50％が資格取得に関係する科目を上げており，高等学校卒業資格と共に就職等に有利な資格取得を目的としていると考えられることや定時制・通信制高校で学ぶ目的は，「高等学校卒業の資格取得」49.2％，「就職のため」36.5％，「大学等への進学希望」20％強であることなどが挙げられている。

その他，提言としてまとめられていることは，定時制・通信制高等学校のあり方として勤労青少年の教育機関としてのみでなく，今後はより多様な生徒の再挑戦の教育機関として定時制・通信制教育の位置付けが望まれることから，一人ひとりのライフステージに合わせる学習方法で学び，何時でも，何処でも，学びたいときに学べる条件と環境と施設の整備・拡充を図ること。また，修得した単位を積み上げる単位制高校の一層の推進や学校外での学修による単位認定基準について一定の基準を設けることをあげている。

さらに，定時制・通信制課程において望まれることは，教員の増員，相談室等の施設・設備の充実と養護教諭・スクールカウンセラーを全校に配置，教職員への生徒の進路・健康・精神面等の相談相手になる教員のカウンセリング研修等の実施をあげている。

また，単位制を実施している学校では，生徒の安全管理が非常に難しく，災害等の発生時の連絡体制，生徒の状況確認などの安全対策の基本的な部分で困難が生じるため，安全対策についての指針作成が早急に必要。といった課題がまとめられている。

3）　京都フレックス学園構想

１　従来の全日制・定時制高校の概念を超えるフリーなスタイル

柔軟な単位制システムながら学年制の良さを併せ持つ（HR を重視した丁寧な指導）・生徒が生活スタイルに合わせ授業時間帯を選択可能（午前部・午後部２部制活用）・卒業までの年数（3・4 年）を生徒が入学後に自由に選択

２　いつでも誰でも学べるフレキシブルな教育内容

「生徒が学びやすい」独自の教科・科目設定・普通科ながら実習・体験型科目を多く設定（ICT，芸術，資格取得に対応した講座）・礼儀やマナー，社会常識がしっかりと学べる講座の設定・民間力を活用，企業が企画・実施する授業（キャリアアップ講座）・柔軟な授業時間（45分授業）・10分間トレーニング（ソーシャルスキルトレーニング，基礎学習）

３　外部機関とつながるトータルサポート～学習・就労

自立支援・外部機関の人的資源，施設を活用した授業（調理師，美容師等の資格取得に対応）・民間力を活用した自立支援プログラム（キャリアアップ・コミュニケーション能力を育成）・カウンセラー等によるトータルサポート（学習・進路相談，メンタルカウンセリング，就労相談）

4）　エンカレッジスクール

小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て，頑張りを励まし，応援する学校として，東京都教育委員会が指定している全日制普通科高校。学力検査によらない入学者選抜を行い，１年次は集中できる30分授業で基礎基本を徹底し，二人担任制，少人数制のわかる授業，体験授業など

を実施している。

**【参考文献】**

井上達夫編（2010）「人権論の再定位」法律文化社
小野義郎・保坂　亨（2012）「移行支援としての高校教育」福村出版
京都府教育委員会：「京都フレックス学園構想　京都府立清明高等学校」（2014年12月21日取得）http://www.kyoto-be.ne.jp/flex-hs/index.html, http://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/?page_id=413
京都府教育委員会：「平成27年３月卒業予定の中学生等進路希望状況の結果（11月15日現在）」http://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/index. php?page_id=569&_layoutmode=on&_layoutmode=off
京都府立高等学校副校長会（2008）「平成19年度研究協議録」
京都府立高等学校副校長会（2013）「平成25年度研究協議録」
「月刊生徒指導12月号」（2014）学事出版
佐藤学（2012）「学びから逃走する子どもたち――岩波ブックレット No. 524」岩波書店
佐藤学（2012）「習熟度別指導の何が問題か――岩波ブックレット No. 612」岩波書店
内閣府：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html
文部科学省：学制百二十年史編集委員会「三　臨時教育審議会の答申」http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318297.htm
文部科学省：学制百年史編集委員会「文部科学白書学制百年史」http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317746.htm
文部科学省：「広域通信制課程に対する所轄庁の関与について」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/siryo/__icsFiles/afieldfile/2013/07/23/1337780_2.pdf#search='% E5% BA%83% E5%9F%9F% E9%80%9A% E4% BF% A1% E5%88% B6'
文部科学省：「高等学校学習指導要領（平成21年３月告示）（抄）」
文部科学省：「高等学校教育改革の推進に関する調査研究事業（2011年度）高等学校教育改革の推進に関する調査研究事業指定団体　財団法人　全国高等学校定時制通信制教育振興会報告書概要」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/seido/1321632.htm
文部科学省：「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会　審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」（2014年６月）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/houkoku/1349737.htm
文部科学省：「定時制・通信制課程について」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/seido/04033103.htm
文部科学省：「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ（2009）高等学校における特別支援教育の推進について高等学校ワーキング・グループ報告」
文部科学省：「平成26年度学校基本調査（速報値）の公表について」（2014年８月６日）http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/__icsFiles/afieldfile/2014/08/07/1350732_01.pdf